

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	保育所等の利用及び子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、保育所等の利用及び子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上牧町長

## 公表日

令和3年6月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等の利用及び子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	<p>・保育所等の利用及び子ども子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、子ども子育て支援法、児童福祉法その他関係政省令の規定に従い、主として以下の事務において使用する。</p> <p>① 支給認定の申請・変更申請受付事務            ② 保育の必要性・必要量認定事務            ③ 給付費の支給認定・職権変更・取消事務            ④ 特定教育・保育施設利用申込受付事務            ⑤ 支給認定現況届兼特定教育・保育施設利用申込(継続)受付事務            ⑥ 特定教育・保育施設利用調整・承諾・保留・内定・取消事務            ⑦ 世帯状況・世帯所得税額の確認事務            ⑧ 利用者負担金等の決定・徴収・滞納に関する事務            ⑨ 利用者負担額算定に係る情報確認に関する事務            (情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、収納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援システム関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第一項別表第一第8・94項、子ども子育て支援法第20条等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条第7号、第8号、第9号、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二第13・16・116項            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 電話番号 0745-76-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上牧町役場 健康福祉部こども未来課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 電話番号 0745-43-5034

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	評価書番号5 評価書名(表紙)	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書	保育所等の利用及び子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	保育所等の利用及び子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関する事務	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の概要	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務の体系的な運用 ①保育所における保育の実施 ②保育所における措置 ③費用の決定に関する事務 ④費用の徴収に関する事務	・保育所等の利用及び子ども子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、子ども子育て支援法、児童福祉法その他関係政省令の規定に従い、主として以下の事務において使用する。 ① 支給認定の申請・変更申請受付事務 ② 保育の必要性・必要量認定事務 ③ 給付費の支給認定・職権変更・取消事務 ④ 特定教育・保育施設利用申込受付事務 ⑤ 支給認定現況届兼特定教育・保育施設利用申込(継続)受付事務 ⑥ 特定教育・保育施設利用調整・承諾・保留・内定・取消事務 ⑦ 世帯状況・世帯所得税額の確認事務 ⑧ 利用者負担金等の決定・徴収・滞納に関する事務 ⑨ 利用者負担額算定に係る情報確認に関する事務 (情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① システムの名称	保育所保育料システム	子ども子育て支援システム、収納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に係る対象者情報ファイル	子ども・子育て支援システム関連ファイル	事後	評価書の見直しの実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第8項	番号法第9条第1項別表第一第8・94項、子ども 子育て支援法第20条等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第8条第7号、第8号、第9号、 第68条	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ① 実施の有無	未定	実施する	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行 わない。 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二第13項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第13・16・116 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第7号)(以下、別表第二省令)第10 条の3、第12条、第59条の2	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	福祉課長	福祉課長 濱田 寛	事後	評価書の見直しの実施
平成29年7月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保 護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町役場 住民福祉部福祉課 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 電話番号 0745-76-1001	事後	評価書の見直しの実施
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	住民福祉部福祉課	住民福祉部こども支援課	事後	
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	福祉課長 濱田 寛	課長		様式変更に伴う変更
平成30年8月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	上牧町役場 住民福祉部福祉課 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	住民福祉部こども支援課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-43-5034	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	住民福祉部こども支援課	健康福祉部こども未来課	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	住民福祉部こども支援課	健康福祉部こども未来課	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	